平成２８年（フ）第１０号
富山市中冨居18―21、住民票上の住所富山市善名225番地５
債務者　岡田　由信
１　決定年月日時　平成28年２月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７号
富山市上大久保1027番地１　コーポ・ロコモーションＪ棟103号
債務者　三原真美子
１　決定年月日時　平成28年２月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
富山市窪新町６番51―104号　コーポ窪新町
債務者　佐伯　美佳
１　決定年月日時　平成28年２月29日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５５号
神戸市北区鈴蘭台北町５丁目16番22号
債務者　髙部　　進
１　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３号
兵庫県三木市福井２丁目６番１号
債務者　石田　美加
１　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４号
青森県弘前市大字堅田４丁目３番地３
債務者　奈良岡眞理子
１　決定年月日時　平成28年２月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第９４号
名古屋市中川区大当郎１丁目503番地の１　パークハイツ木藪103、従前の住所名古屋市中川区一色新町１丁目318番地　イルフィオーレ１棟101号
債務者　髙木美奈子（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９５５号
神戸市長田区西山町４丁目28番14号
債務者　谷口　正樹
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０号
神戸市東灘区青木３丁目１番24号
債務者　鈴木　愛子
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５号
神戸市長田区蓮宮通３丁目１番地の２ジョイフル長田101号、従前の住所神戸市中央区生田町１丁目２番１―1104号
債務者　高橋　郁弥
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２号
神奈川県平塚市寺田縄1023番地の１　ガーデンコート・Ｎ103、前住所横浜市都筑区すみれが丘16番地17　コンフォールオリモ201
債務者　松井慎一郎
１　決定年月日時　平成28年２月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６１号
神奈川県厚木市飯山3062番地
債務者　鮑子　友幸
１　決定年月日時　平成28年２月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４号
青森市富田２丁目６番34号
債務者　飯田　義裕
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０号
青森市古川３丁目５番９号
債務者　松坂　敬志
１　決定年月日時　平成28年３月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
青森市大字新城字山田664番地　県営住宅ト―３―４
債務者　石崎　里子
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
青森県弘前市大字富田２丁目７番地２　ナカムラアパート201号
債務者　齋藤　兼美
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
青森地方裁判所弘前支部